要綱等に関する専門委員からのご意見

専門委員	意見	意見に対する対応箇所
春日専門委員	「科学的知見が十分でない…」の事案については、緊急事態発生時には、それが食品に起因するかどうかはっきりしないこともあるということが、スギヒラタケのケーススタディからも明らかになりました。原因が不明であっても、少しでも食品の関与が疑われる場合は、情報収集の対象に含めた方がよいと思います。情報提供についても同様です。	実施要綱3(1) 食品危害情報の定義部分 食品の摂取を通じて、国民の生命又は健 康の保護に直接関わる危害情報及び食品の 関与が疑われる危害情報(以下「食品危害 情報」という。)の収集、整理及び分析を 行うこととする。 実施指針 の2(1)
丸山座長	マスコミに対する勉強会の開催など、マスコミ(特にデスク等ある程度記事内容の判断権限を有する者)との日頃からのコミュニケーションを図ることが重要である。(第14回)	実施要綱3(3) また、委員会及びリスク管理機関は、平 時から、相互に連携して、リスクコミュニ
元井専門委員	リスクコミュニケーションを適切に行うことに関しては、 マスコミが重要な役割を果たしているので、マスコミに対す る日頃のコミュニケーションを図るための勉強会の開催等に ついて盛り込んではどうか。	ケーションを適切に行い、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。 実施指針 の3(2) 勧告広報課及びリスクコミュニケーショ
渡邉専門委員	行政側が食品に関する『新しい知見』や、『科学的な知見』の情報について、『情報を受け取る側』に正しく提供するためには、情報を受け取る側の食品の安全性に関する知識と理解を深めるために、定期的な意見交換会を設けることが必要なのではないか。 また、情報を受け取る側が食品の安全性に関する知識と理解をより深める努力をすることも必要ではないか(第14回)	ン官は、平時から、リスク管理機関と連携 しつつ、国民との意見交換会やマスメディア 関係者との意見交換を実施するなど、リスク コミュニケーションを適切に行うことによ り、国民の正しい知識の普及と理解の促進に 努めることとする。
岡部専門委員	海外情報を集めることは充実しつつあるが、日本の情報を 海外に向けて発信する体制は不十分である。海外へ日本の情 報を提供することで、その情報に関連する海外の情報も得やすくも なるため、海外に向けた情報の提供のあり方も考えるべきである。 (第15回会合)	実施要綱8(3) 委員会及びリスク管理機関は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等に対し、必要に応じ、速やかに情報を提供することとする。
元井専門委員	海外からの情報収集とともに、海外へ向けての情報の提供 も情報の取得上重要であるという岡部専門委員からの意見も あったので、特に海外の関係機関等については、国内からも 情報提供を行う等を明記した方がよいのではないかと思いま す。	実施指針 の3(4) 情報・緊急時対応課は、収集した当該緊急事態等に関する情報等について、必要に応じ、 の2(1) に掲げる情報収集先等に対し、速やかに情報を提供することとする。

専門委員	意 見	意見に対する対応箇所
小泉専門委員	いろいろな分野の研究者、学者の連絡先、研究分野のリストを作成(研究機関、大学の情報の他に個人についても情報を集積しておいた方がよいと思います。)	
元井専門委員	専門家のネットワークを組織しておく必要がある。(特にマイナーな危害についても、どこにどんな専門家がいるのかを把握)	実施指針 の 1(5) 専門家リストの作成及び定期的な更新
	情報収集対象としては広域的に、しかも公的機関ばかりに 依存しない専門家の意見も収集するとともに、調査に専門 的知識を生かした方法を講ずることも必要である。	
近藤専門委員	食品安全委員会の目的と食中毒の危機管理について、国民に十分に認識していただくため、報道機関の立会いの下、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等に基づき、地方自治体とも協力した実動訓練を考えたい。	実施指針 の 5 (1) 委員会は、平時から、本指針に基づく 緊急時対応の訓練を実施し、緊急事態等 における体制の実効性を確認するととも に、各担当者の意識の高揚と知識の向上 等を図ることとする。
元井専門委員	情報を提供した際に、その提供方法や内容により、国民や業界にどのような影響を与えるかなど、過去の事例等を参考にしながら、シミュレーションを行うことも必要ではないか。(第14回会合)	に、各担当者の意識の高揚と知識の向上 等を図ることとする。
元井専門委員	「科学的知見が十分でない…」の事案については、過去の類似発生のデータ及びそれに関する地域専門家の意見の収集が重要となるので、リスク管理機関と共に地域の専門家あるいは専門家集団を対策本部等に組み込めるような組織構成は考えられないか。	設置要領の 2(2) 「本部会議には、必要に応じ、本部員以 外の者の出席を求めることとする。」